海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する 法律

(平成一六年四月二一日法律第三六号)

一、提案理由(平成一六年三月二三日・衆議院国土交通委員会)

石原国務大臣 ただいま議題となりました海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 等の一部を改正する法律案及び油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案の提案理由 を御説明申し上げます。

まず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案について 申し上げます。

船舶からの大気汚染の防止につきましては、これまで、諸外国を含め、特段の大気汚染防止規制が講じられておりませんでしたが、近年、窒素酸化物及び硫黄酸化物による酸性雨の問題を契機として、大気汚染防止施策の必要が生じております。

国際的にも、平成九年九月に、船舶からの大気汚染の防止を目的とした千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書が採択され、各国において批准が進んでおります。

我が国としても、国際的な連携のもとに、船舶からの大気汚染の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、船舶用原動機から放出される窒素酸化物に係る基準を設けるとともに、基準に適合する船舶用原動機の設置及び運転を義務づけることとしております。

第二に、船舶用燃料油について、硫黄分濃度の基準に適合するものの販売及び使用を 義務づけることとしております。

第三に、船舶発生の油や廃棄物に係る焼却の規制等を行うこととしております。

第四に、規制の実効性を担保するため、大気汚染の防止のための設備について、検査 を義務づけ、その検査に合格した船舶に証書を交付するとともに、外国船舶の監督を行 うこととしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。(略).....

以上が、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案及び油 濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成一六年四月一日)

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会にお

ける審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案について 申し上げます。

本案は、船舶からの大気汚染の防止を目的とした議定書が平成九年九月に採択されたことを受け、我が国としても、船舶からの大気汚染の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていくためのものであり、その内容は、船舶に設置される原動機から放出される窒素酸化物を規制するとともに、船舶用の燃料油について、硫黄分濃度の基準に適合するものの販売及び使用を義務づけることなどであります。

両案は、去る三月十九日本委員会に付託され、二十三日石原国土交通大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三十一日に質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、両案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成一六年四月一四日)

輿石東君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書の実施に伴い、船舶に設置される原動機からの窒素酸化物の放出の規制、船舶に使用される燃料油に関する規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、船舶の排出ガス規制の導入経 緯、硫黄酸化物及び窒素酸化物に係る規制の充実、油濁補償のための追加基金創設の理 由、保障契約の締結義務付けが港湾輸送等に及ぼす影響、座礁事故等の処理費用負担の 在り方、その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、二法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可 決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。